

## 第 5 回 協 議 会 の 協 議 事 項

- ( 1 ) 協議第 4 7 号 町名・字名の取扱いについて
- ( 2 ) 協議第 4 8 号 上水道関係事業について
- ( 3 ) 協議第 4 9 号 下水道関係事業について
- ( 4 ) 協議第 5 0 号 学校教育関係事業について
- ( 5 ) 協議第 5 1 号 生涯学習関係事業について
- ( 6 ) 協議第 5 2 号 生涯スポーツ関係事業について
- ( 7 ) 協議第 5 3 号 文化振興関係事業について
- ( 8 ) 協議第 5 4 号 その他の事業について
- ( 9 ) 協議第 1 6 号 新市建設計画について

町名・字名の取扱いについて（協定項目17）

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

3市町村の町名・字名は、現行どおりとする。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

## 町名・字名の具体例

1 弘前市：変更なし。

2 岩木町：中津軽郡岩木町を弘前市に置き換え、大字及び小字名は変更なし。

例 1 ) 中津軽郡岩木町大字一町田字村元	弘前市大字一町田字村元
-----------------------	-------------

例 2 ) 中津軽郡岩木町大字賀田一丁目	弘前市大字賀田一丁目
----------------------	------------

3 相馬村：中津軽郡相馬村を弘前市に置き換え、大字及び小字名は変更なし。

例 ) 中津軽郡相馬村大字藍内字富田	弘前市大字藍内字富田
--------------------	------------

上水道関係事業について（協定項目24 - 20）

上水道関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 上水道及び簡易水道料金については、平成22年度をめどに再編する。
- 2 上水道及び簡易水道料金賦課収納業務については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 上水道及び簡易水道手数料については、弘前市の例により、合併時に統合する。  
メーター使用料については、平成22年度をめどに廃止する。  
上水道及び簡易水道加入金については、平成22年度をめどに再編する。
- 4 上水道及び簡易水道事業認可については、現行どおり新市に引き継ぐ。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

## 事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	上水道

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	T-1-1	13	0	上水道及び簡易水道料金
	T-1-5	13	0	

### 各自治体の現況

#### 口径別料金制採用

単位：円

市町村名	口径13mm料金				口径20mm料金			
	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>
弘前市	1,478	3,408	5,438	7,468	1,478	3,408	5,438	7,468
岩木町	2,200	4,700	7,200	9,700	2,600	5,100	7,600	10,100

#### 用途別料金制採用

単位：円

市町村名	一般用				営業用			
	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>
相馬村	1,700	3,400	5,100	6,800	3,400	3,400	5,100	6,800

課 題	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
<p>水道料金に較差がある。</p> <p>料金体系が異なっており、口径別制、用途別制の採用がある。</p>	<p>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>[ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>[ ] ( ) の例により、平成( )年度に統合する。</p> <p>[ ] (合併時・翌年度)に再編する。</p> <p>[ ] 合併後、平成(22)年度をめどに再編する。</p> <p>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>[ ] 合併後、平成( )年度めどに廃止する。</p> <p>[ ] その他( )</p>	<p>上水道及び簡易水道料金については、平成22年度をめどに再編する。</p> <p>なお相馬村における特別会計による簡易水道事業については、平成20年度をめどに企業会計へ移行する。</p>

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	上水道
	T-1-1	14	0		料金賦課収納業務（簡易水道含む）	
	T-1-5	14	0			

各自治体の現況

	例月処理件数		検針			料金払込		料金収納方法（単位：％）					
	（単位：件）		方法	算定期間	実施期間	納入通知書配布	納期	払込		口座		集金	
	上水道	簡水						上水	簡水	上水	簡水	上水	簡水
弘前市	66,012	2,496	全部委託	1月	毎月 6日～20日	検針時現地発行 (6日～20日)	翌月末	14.2	69.6	78.0	30.4	7.8	
岩木町	2,854	642	"	1月	毎月 1日～5日	毎月中旬	翌月末	15.0	58.0	82.3	42.0	2.7	
相馬村		1,194	自動検針	1月	毎月 25日～月末	毎月中旬	翌月末		9.2		90.8		

課題	調整方針	具体的調整内容
<p>料金賦課収納業務については、大きな相違はないが、検針の実施期間、納入通知書の配布方法について調整する必要がある。</p>	<p>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。                  [ ] ( )の例により、(合併時・翌年度)に統合する。                  [ ] ( )の例により、平成( )年度に統合する。                  [ ] (合併時・翌年度)に再編する。                  [ ] 合併後、平成( )年度をめどに再編する。                  [ ] (合併時・翌年度)に廃止する。                  [ ] 合併後、平成( )年度めどに廃止する。                  [ ] その他( )</p>	<p>上水道及び簡易水道料金賦課収納業務については、現行どおり新市に引き継ぐ。                  なお、検針の実施期間、納入通知書の配布方法については、合併時まで調整する。</p>

上水道及び簡易水道 手数料、メーター使用料及び加入金

(単位：円)

項目	弘前市		岩木町		相馬村	
	工事検査手数料	25mm以下	2,900	立上り1本につき	500	1回につき
25～50mm以下		7,400				
50～100mm以下		11,100				
100mmを超えるもの		18,500				
指定給水工事業者手数料	10,000		10,000		10,000	
消火栓(私設)使用立会い手数料	1個1回 10分まで	1,100	/		/	
各種証明手数料	1通につき	300				
メーター使用料	/		/		13mm	70
					20mm	150
					25mm	200
					30mm	300
					40mm	400
					50mm	500
					75mm	800
加入金	13mm	45,000	/		/	
	20mm	120,000				
	25mm	210,000				
	30mm	450,000				
	40mm	630,000				
	50mm	970,000				
	75mm	2,350,000				
	100mm	4,000,000				



調整方針
弘前市の例により、合併時に統合する。
平成22年度をめどに廃止する。
平成22年度をめどに再編する。

事務事業調整案

ページ	1
専門部会名	上水道

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	T-1-1	32	0	上水道及び簡易水道事業認可
	T-1-5	33	0	

各自治体の現況

上水道

市町村	事業	認可年月日	実施期間	計画給水人口(人)	計画一日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	計画一人一日最大給水量(ℓ/人)	計画一日平均給水量(m <sup>3</sup> /日)	計画一人一日平均給水量(ℓ/人)	備考
弘前市	弘前市水道事業	H6.3.30	国 H6~25	187,050	92,580	495	74,990	401	
岩木町	岩木町水道事業	H4.6.8	県 H4~25	11,400	4,950	434	3,860	339	

簡易水道

市町村	事業	認可年月日	実施期間	計画給水人口(人)	計画一日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	計画一人一日最大給水量(ℓ/人)	計画一日平均給水量(m <sup>3</sup> /日)	計画一人一日平均給水量(ℓ/人)	備考
弘前市	東目屋簡易水道事業	H14.3.26	県 H14~33	2,500	1020	408	725	290	
岩木町	杉山地区簡易水道事業	H15.3.13	県 H15~17	280	119	425	91	325	
	百沢簡易水道事業	S56.7.6	県 H13~17	2,000	796	398	636	318	
	常盤野簡易水道事業	H6.3.24	県 H7~10	360	685	1,902	431	1,197	
	上弥生簡易水道事業	H14.1.9	県 H13~14	280	64	306	49	237	
相馬村	相馬簡易水道事業	H9.2.25	県 H9~17	4,100	2765	676	2074	506	
	藍内地区簡易水道事業	H5.3.31	県 H12~19	103	28	250	23	200	
	沢田地区飲料水供給施設	S55.11.8	県 S55~H9	76	19	250	15	200	会計は相馬簡易水道(S55 県へ届出)

課題	調整方針	具体的調整内容
効率的経営等を考慮し、統合事業計画を検討する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</li> <li>[ ] ( ) の例により、平成( )年度をめどに統合する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめどに再編する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめどに廃止する。</li> <li>[ ] その他( )</li> </ul>	<p>上水道事業及び簡易水道事業認可については、現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、平成22年度の料金再編に合わせ、効率的経営等を考慮し、統合事業計画を策定する。</p>



下水道関係事業について（協定項目24-21）

下水道関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料については、平成22年度をめどに再編する。
- 2 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金については、合併時に再編する。  
ただし、合併前に認可された公共下水道事業及び採択された農業集落排水事業の区域内においては、現行どおりとする。
- 3 水洗化普及促進施策について
  - (1) 報奨金・奨励金制度については、弘前市の例により、合併時に統合する。  
ただし、合併前に認可された公共下水道事業及び採択された農業集落排水事業の区域内においては、現行どおりとする。
  - (2) 貸付金・利子補給金制度については、合併時に再編する。
- 4 指定工事業者審査手数料については、岩木町・相馬村の例により、合併時に統合し、排水設備工事検査手数料については、合併時に再編する。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	下水道

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	U-1-3 U-1-8	2 4	0	下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料

各自治体の現況

1. 料金表

(1) 一般用 (単位: 円)

	弘前市	岩木町	相馬村	
基本料金	1,168	1,200	1,200	
従量料金	0~10 m <sup>3</sup>			
	11~20 m <sup>3</sup>	157		
	21~30 m <sup>3</sup>	161		
	31~40 m <sup>3</sup>			
	41~50 m <sup>3</sup>	220		
	51~60 m <sup>3</sup>			
	61~100 m <sup>3</sup>	267	11m <sup>3</sup> 以降 1m <sup>3</sup> につき 160円	11m <sup>3</sup> 以降 1m <sup>3</sup> につき 120円
	101~150 m <sup>3</sup>			
	151~200 m <sup>3</sup>	274		
	201~500 m <sup>3</sup>			
501m <sup>3</sup> 以上	286			

20m<sup>3</sup>利用した場合の料金 (単位: 円)

弘前市	岩木町	相馬村
2,738	2,800	2,400

2. 使用水量の認定

	弘前市	岩木町	相馬村
(1) 水道水を使用	水道の使用水量	水道の使用水量	水道の使用水量
(2) 水道水以外の水を使用	世帯人員1人当たり 4m <sup>3</sup> 浴槽は1個につき 4m <sup>3</sup> を加算	世帯人員1人当たり 6m <sup>3</sup> 浴槽は1人1個につき 1.5m <sup>3</sup> を加算	1世帯当たり10m <sup>3</sup>
(3) 上記(1)(2)を併用	(1)と(2)を合計	(1)と(2)を合計	(1)と(2)を合計

(2) 公衆浴場、水泳プール用、冷却用 (単位: 円)

	弘前市	岩木町	相馬村
基本料金	1,168	1,200	
従量使用料	11m <sup>3</sup> 以上 44円	11m <sup>3</sup> 以上 22円	なし

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
1 料金体系が異なる。 2 水道水以外の水を使用した場合の認定水量が異なる。	<p>[ ] 現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>[ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>[ ] ( ) の例により、合併後( )年度めどに統合する。</p> <p>[ ] (合併時・翌年度)に再編する。</p> <p>[ ] 合併後、平成( 2 2 )年をめどに再編する。</p> <p>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>[ ] 合併後、平成( )年度をめどに廃止する。</p> <p>[ ] その他( )</p>	<p>下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料については、平成22年度をめどに再編する。</p> <p>なお、3市町村による公共下水道事業及び農業集落排水事業の特別会計については、平成20年度をめどに企業会計へ移行する。</p>

## 事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名
	U-1-3 U-1-8	1 5	0 0	下水道受益者負担金・農業集落排水事業分担金	下水道

### 各自治体の現況

	弘前市		岩木町		相馬村
	公共下水道受益者負担金	農業集落排水事業分担金	公共下水道受益者負担金	農業集落排水事業分担金	
受益者負担金及び分担金の額	市街化区域 155円/㎡ 市街化調整区域 242円/㎡	公設汚水枡1個につき 120,000円	排水区域内の受益者ごとに 50,000円		計画区域内の事業は、平成14年度で終了
徴収方法	1 一括納付 2 徴収額を5年に分割し1年分ごとに一括納付 3 1年分を4期に分割して納付	1 一括納付 2 徴収額を5年に分割し1回(3月)納付	下水道加入促進奨励金と受益者負担金の相殺により、受益者負担金は納付されたものとみなす	制度なし	
一括納付報奨金制度	納期前に納付した額×1/150×納期限前に係る月数	当該分担金の額×10/100	-		

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
公共下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金制度に違いがある。	<input type="checkbox"/> 現行のとおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> ( )の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ( )の例により、合併後( )年度めどに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成( )年をめどに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成( )年度をめどに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他( )	下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金については、合併時に再編する。 ただし、合併前に認可された公共下水道事業及び採択された農業集落排水事業の区域内においては、現行どおりとする。

## 水洗化普及促進施策について

・報奨金・奨励金制度

	弘前市	岩木町	相馬村	調整方針
制度の名称	水洗便所改造報奨金	下水道加入促進奨励金		<p>弘前市の例により、合併時に統合する。 ただし、合併前に認可された公共下水道事業及び採択された農業集落排水事業の区域内においては、現行どおりとする。</p>
制度の概要	<p>・処理開始日から1年以内</p> <p>水洗化工事 25,000円 浄化槽切替工事 15,000円</p>	<p>・処理開始日から3年以内</p> <p>公共下水道 (1)基本割 ・水洗化工事を伴う場合 定額8万円 ・水洗化工事を伴わない場合 定額5万円</p> <p>(2)排水設備工事割 排水設備工事費の10%相当する額</p> <p>上記の合計額 限度額15万円</p>	<p>農業集落排水処理施設 ・水洗化工事をした場合 定額3万円</p> <p>・排水設備工事費の10%相当する額</p> <p>上記の合計額 限度額10万円</p> <p>計画区域内の事業は、平成14年度で終了</p>	

・貸付金・利子補給金制度

	弘前市	岩木町	相馬村	調整方針
制度の名称	水洗便所改造等貸付金 (金融機関へ預託している)	下水道加入促進利子補給金 (金融機関へ預託していない)		<p>合併時に再編する。</p>
制度の概要	<p>水洗化工事 60万円 浄化槽切替工事 45万円 排水設備工事 30万円 貸家、アパート 200万円</p>	<p>排水設備工事 公共下水道 85万円 農業集落排水集落排水事業 80万円</p>	<p>計画区域内の事業は、平成14年度で終了</p>	
	<p>無利息の期間 処理開始から1年以内の工事 (貸家・アパートは年2%以内)</p> <p>償還回数 60回以内</p>	<p>無利息の期間 処理開始から3年以内の工事</p> <p>償還回数 84回以内</p>		

指定工事業者審査手数料・排水設備工事検査手数料について

	弘前市	岩木町	相馬村
指定工事業者審査手数料	1件 6,000円	1件 10,000円	1件 10,000円
排水設備工事検査手数料	排水管内径100mm以下 10mまで 500円 10mを超え10mごとに 150円 排水管内径100mm超 10mまで 600円 10mを超え10mごとに 200円	1件 2,000円	1件 1,000円



調整方針
岩木町・相馬村の例により、合併時に統合する。
合併時に再編する。

学校教育関係事業について（協定項目24 - 24）

学校教育関係事業について、次のとおり提案する。

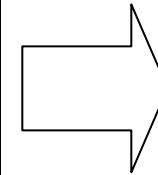
- 1 奨学金制度については、平成18年度に再編する。
- 2 就園奨励費補助事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 すくすく子育て支援事業については、平成18年度に再編する。
- 4 小・中学校の就学区域については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 5 通学費助成及びスクールバスの運行については、平成20年度をめどに再編する。
- 6 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 7 中学生国際交流事業については、合併後、新市において交流内容について検討する。
- 8 学校給食については、現行どおり新市に引き継ぐ。  
ただし、合併後、新たに学校給食センターを建設し、対象を全中学校へも拡大するとともに、自校方式の学校については、段階的にセンター方式へ移行する。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

# 奨学金制度について

項目	弘前市	岩木町	相馬村		
名称	弘前市奨学金	岩木町奨学金	相馬村奨学金		
貸付の目的	優秀な高等学校相当以上の学校に在学するもので経済的な理由によって就学が困難な者に奨学金を貸与し、有用な人材を育成する。				
対象者	市及び周辺地域に所在する高等学校以上の学校に在学する者 市に住所を有し成績の優秀な者 経済的理由により修学困難な者	町に住所を有する者の子弟で、大学若しくは高等学校に在学する者 経済的理由により修学困難な者 志操堅固で身体強健かつ学業成績優秀な者	村に住所を有し、成績の優秀な者 経済的理由により、就学困難と認められる者		
学校種別貸与月額	公立高等学校	7,000円	10,000円以内	15,000円	
	私立高等学校	13,000円			
	高等専門学校(1～3年生)	-			
	専修学校(高等課程)	-			
	4年生大学	25,000円	20,000円以内		30,000円
	短期大学				
	高等専門学校(4・5年生)				
	専修学校(専門課程)				
大学院(修士課程・博士課程)	-				
貸付期間	正規就学期間	正規就学期間		正規就学期間	
選考方法	書類審査	書類審査		書類審査	
選考基準	居住要件	有		有	
	所得要件	有	有	有	
	学力基準	有	有	有	
	学校長推薦	有	無	有	
選考方法	書類審査	書類審査	書類審査		
決定機関	教育委員会	教育委員会	教育委員会		
交付方法	学校長経由・口座振込併用	口座振込	口座振込		
償還方法	据置期間	卒業後1年	卒業後1年	卒業後1年	
	償還期間	10年以内	就学期間と同期間内	10年以内	
	取扱金融機関等	銀行等・農協・郵便局	銀行等・農協	銀行等・農協	
	各年度内分割払い	月賦・半年賦可	半年賦可	半年賦可	
16年度奨学生数	24名	16名	22名		
16年度貸付決算見込額	4,824千円	3,360千円	7,200千円		



新市(調整方針)
<p>奨学金制度については、下記の方針を基本として、平成18年度に再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象学校は、岩木町・相馬村の例による。</li> <li>・貸与月額は、3市町村の平均額を目安として、合併時まで調整する。</li> </ul>

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	学校教育
	V-1-26	2	0	就園奨励費補助事業		

各自治体の現況

就園奨励費補助事業の概要（国庫補助事業であり、事業内容は3市町村共通。）

【事業目的】

幼稚園に就園している園児の保護者に対し、幼稚園の保育料を減免し、経済的負担を軽減することによって、就園を奨励する。

【概要】

当該市町村に住所を有する園児の世帯において、当該年度の住民税の課税状況に応じて保育料等の減免を行う。

【対象者及び交付額】

（1）公立幼稚園（保護者が支払う保育料を減免）

- ・生活保護世帯、住民税非課税世帯及び所得割額非課税世帯
- 年額 20,000円（第一子）
- 37,000円（第二子）
- 53,000円（第三子以降）

（2）私立幼稚園（保育料を減免する幼稚園の設置者に助成）

- ・生活保護世帯及び住民税非課税世帯
- 年額 137,700円（第一子）
- 180,000円（第二子）
- 222,000円（第三子以降）
- ・住民税所得割額非課税世帯
- 年額 104,900円（第一子）
- 157,000円（第二子）
- 209,000円（第三子以降）
- ・住民税所得割課税額8,800円以下世帯
- 年額 80,400円（第一子）
- 141,000円（第二子）
- 200,000円（第三子以降）
- ・住民税所得割課税額102,100円以下世帯
- 年額 56,500円（第一子）
- 124,000円（第二子）
- 190,000円（第三子以降）

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
国の基準に基づく事業であり、運用面で各市町村に大きな差異はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[ ] ( )の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</li> <li>[ ] ( )の例により、平成( )年度をめどに統合する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめどに再編する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめどに廃止する。</li> <li>[ ] その他( )</li> </ul>	現行どおり新市に引き継ぐ。



事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	学校教育

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	V-1-30	22	0	すくすく子育て支援事業

各自治体の現況

すくすく子育て支援費補助事業の概要（県補助事業であり、事業内容は3市町村共通。）

【事業の目的】

出生率の向上、親が安心して子供を産み育てることのできる環境づくり及び幼稚園の就園を促進する。

【概要】

当該市町村に住所を有し、扶養義務者が現に扶養している子が3人以上いる世帯において、幼稚園に在園している当該世帯3人目以降の園児の就園を支援する。

交付先

国立幼稚園の場合は園児の保護者、私立幼稚園の場合は減免事業を実施した幼稚園設置者へ補助金を交付し、公立幼稚園の場合は園児の保護者へ減免額を還付する。

【交付基準】

<国立幼稚園>

生活保護世帯・住民税非課税世帯・住民税所得割102,100円以下の世帯  
 保育料全額を減免  
 上記以外の世帯  
 保育料の2分の1を減免

<公立幼稚園>

生活保護世帯・住民税非課税世帯・住民税所得割非課税世帯  
 保育料全額から就園奨励費を差し引いた額を減免  
 住民税所得割102,100円以下の世帯  
 保育料全額を減免  
 上記以外の世帯  
 保育料の2分の1を減免

<私立幼稚園>

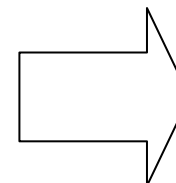
生活保護世帯・住民税非課税世帯  
 保育料全額から就園奨励費を差し引いた額を減免  
 住民税所得割非課税世帯  
 保育料全額から就園奨励費を差し引いた額を減免  
 住民税所得割課税額8,800円以下の世帯  
 保育料全額から就園奨励費を差し引いた額を減免  
 住民税所得割102,100円以下の世帯  
 保育料全額から就園奨励費を差し引いた額を減免  
 上記以外の世帯  
 保育料の2分の1を減免

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
県補助金が17年度から段階的に縮小され、19年度には廃止されることとなったため、17年度以降の事業の持ち方について、各市町村で検討中である。	{ } 現行どおり新市に引き継ぐ。 { } ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 { } ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。 { } 翌年度に再編する。 { } 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。 { } (合併時・翌年度)に廃止する。 { } 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。 { } その他( )	県補助金が平成19年度までで縮小廃止されるため、従来の市町村予算の枠内で、補助率を縮小するなど事業を再編し、合併の翌年度から実施する。



## 通学費助成及びスクールバスの運行について

事業	区分	弘前市	岩木町	相馬村
通学費助成 (路線バス等を利用する 児童生徒への助成)	対象	下記区域に居住する遠距離通学の児童生徒の保護者に交付  ・小沢小学校の一部区域 ・石川小学校の一部区域 ・第二中学校の一部区域	下記の条件に該当する児童生徒の保護者に交付  ・通学距離 3 km以上の小学生、 通学距離 4 km以上の中学生	なし (村有スクールバスで対応)
	支給割合	小学生：定期券・回数券 夏期、冬期とも全額  中学生：定期券・回数券 夏期半額(要保護、準要保護は全額) 冬期全額	小学生：バス定期券 10ヶ月分の額。ただし特定地域の児童は冬期間の3ヶ月分の額  中学生：バス定期券の4ヶ月分の額	なし (村有スクールバスで対応)
スクールバスの運行 (路線バスの利用が困難な児童生徒への対応)	対象	遠距離通学の第二中学校生徒 (片道6km以上)	なし	遠距離通学の相馬小学校児童 (片道4km以上) (中学生は該当なし)
	運行形態	通学バス運行委託契約(車両を含む運行に関するすべての業務を委託)	なし	村有スクールバス 運転業務委託



新市(調整方針)
<p>下記の点を勘案し、平成20年度をめぐりに再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・距離要件については、国の遠距離通学基準により、片道小学校4 km以上、中学校6 km以上とする。</li> <li>・通学費助成の内容については、路線バス等定期券等の実費を勘案して調整する。</li> <li>・相馬村のスクールバスについては、現有車両の廃車時以降は運行委託方式に切り替える。</li> </ul>

## 事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	学校教育

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	
	V-1-8	8	0	要保護・準要保護児童生徒の就学援助	

### 各自治体の現況

**事業の目的**

児童・生徒が、家庭の経済的理由によって就学困難と認められる場合に、学校必要経費の一部を補助し、義務教育の円滑化を図り、就学環境を支援する。

**就学援助の概要（平成16年12月末現在）**

		弘前市	岩木町	相馬村	合計（人）
受給者数	小学校	1,611	75	19	1,705
	中学校	845	39	8	892
	合計	2,456	114	27	2,597
支給回数		2	1	1	
支給時期		5・10月	1学期末	1学期末	
支給額		国の補助基準に同じ	国の補助基準に同じ（ただし修学旅行費・給食費は基準の8割）	国の補助基準に同じ	
途中認定支給方法		支給時期を過ぎた場合は給食費だけ	学用品費等月割	学用品費等月割	
支払方法		個人口座	学校長	学校長	

弘前市は平成17年度から学用品費等月割り支給

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学援助費の支給回数、支給時期及び方法が異なっている。</li> <li>・弘前市及び相馬村では国の補助基準により支給しているが、岩木町では一部を8割補助としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[ ] 弘前市の例により、翌年度に統合する。</li> <li>[ ] ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</li> <li>[ ] その他( )</li> </ul>	<p>弘前市の例により、合併の翌年度に統合する。</p>

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	学校教育
	V-1-27	1	0	中学生国際交流事業		

各自治体の現況

各市町村の中学生国際交流事業の概要

	弘前市	岩木町
交流先	米国 マーチン市	米国 ミルウォーキー市
派遣期間	11日間	14日間
参加者の決定	選抜	募集
参加生徒数	18人	16人
保護者負担	なし	経費の3割
16年度決算見込み額	17,600,000円	0円
15年度	中止	中止
16年度	実施	中止

相馬村では当該事業を実施していない。

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前市では中学生国際交流事業として実施しているが、岩木町では姉妹都市交流事業として実施している。</li> <li>また、相馬村では事業を実施していない。</li> <li>・弘前市と岩木町の事業の交流先、派遣方法及び経費負担内容等に差異がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[ ] ( )の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</li> <li>[ ] ( )の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</li> <li>[ ] その他( 右記のとおり )</li> </ul>	<p>合併後、新市において交流内容について検討する。</p>

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	学校給食

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	V-1-24	1	0	学校給食

各自治体の現況

各市町村の学校給食実施状況（平成16年5月1日現在）

区分	総合計		方式別集計				未実施		備考
			センター方式		自校方式		校数	対象数	
			校数	対象数	校数	対象数			
弘前市	東部学校給食センター	小学校	14	5,633	14	5,633			東部実施計 5,633
		中学校	6	2,926			6	2,926	
	西部学校給食センター	小学校	19	4,627	19	4,627			西部実施計 4,700 裾野中のみ実施
		中学校	7	2,231	1	73	6	2,158	
	計	小学校	33	10,260	33	10,260			
		中学校	13	5,157	1	73			12
計		46	15,417	34	10,333			12	5,084
岩木町	小学校	3	742			3	742		
	中学校	2	433			2	433		
	計	5	1,175			5	1,175		
相馬村	小学校	1	264			1	264		補食（おかずのみ）給食を実施
	中学校	1	144			1	144		
	計	2	408			2	408		
合計	小学校	37	11,266	33	10,260	4	1,006	0	0
	中学校	16	5,734	1	73	3	577	12	5,084
	計	53	17,000	34	10,333	7	1,583	12	5,084

給食費の状況

区分	給食費日額（円）	
弘前市	全小学校	240
	裾野中学校	275
岩木町	岩木小学校	240
	百沢小学校	250
	常盤野小学校	250
	常盤野中学校	270
相馬村	津軽中学校	270
	相馬小学校	230
	相馬中学校	250

課題	調整方針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前市はセンター方式、岩木町及び相馬村は自校方式により学校給食を実施している。</li> <li>・小学校については3市町村とも全校で給食を実施しているが、中学校については弘前市のみ未実施校がある。</li> <li>・給食費に差異がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[ ] ( ) の例により、（合併時・翌年度）に統合する。</li> <li>[ ] ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</li> <li>[ ] （合併時・翌年度）に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。</li> <li>[ ] （合併時・翌年度）に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</li> <li>[ ] その他（ 右記のとおり ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時は、現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>・合併後、新たに学校給食センターを建設し、対象を全中学校へも拡大するとともに、自校方式の学校については、段階的にセンター方式へ移行する。</li> <li>・給食費は現行どおり新市に引き継ぐが、自校方式からセンター方式へ移行する学校については、その時点で調整する。</li> </ul>

生涯学習関係事業について（協定項目24 - 25）

生涯学習関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 図書館の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 学校管理下外親子安全保険への加入助成については、平成18年度に再編する。
- 3 子ども会リーダー育成事業については、平成18年度に再編する。
- 4 ボランティア支援事業については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 5 成人式については、平成20年度をめぐりに再編する。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	生涯学習

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	W-1-1	21	0	図書館の管理運営

各自治体の現況

主な内容

弘前市		岩木町		相馬村	
<b>【名称】</b> 弘前市立図書館 <b>【開館時間】</b> 9:30-18:00(火~金) 9:30-17:00(土日・祝祭日) <b>【休館日】</b> ・月曜日、第3木曜日 ・年末年始(12/29~1/3) ・特別整理期間 <b>【職員体制】</b> 館長 職員16(うち司書2) 嘱託職員11(うち司書3) <b>【利用方法等】</b> (対象) ・市内在住者、通学・通勤者 ・県内共通利用券持参者	(貸出冊数・期間) ・図書 5冊 2週間 ・視聴覚 2点 2週間 CD貸出なし その他団体貸出等あり  <b>【複写サービス】</b> ・白黒 10円 ・マイクロフィルム 20円 ・カラー 100円	<b>【名称】</b> 岩木町立図書館 <b>【開館時間】</b> 9:00-19:00(火~金) 9:00-17:00(土日・祝祭日) <b>【休館日】</b> ・月曜日 ・年末年始(12/29~1/3) ・特別整理期間 <b>【職員体制】</b> 館長(兼務) 職員1(司書) 臨時職員1 読書指導員1 パート3 <b>【利用方法等】</b> (対象) ・町内在住者、通学・通勤者 ・県内共通利用券持参者	(貸出冊数・期間) ・図書 6冊 2週間 ・視聴覚 6点 2週間 CD貸出なし その他団体貸出等あり  <b>【複写サービス】</b> ・白黒 10円	<b>【名称】</b> 総合開発センター図書室 <b>【開館時間】</b> 9:00-16:00 <b>【休館日】</b> ・日曜日、祝祭日 ・年末年始(12/28~1/3) <b>【職員体制】</b> 館長(兼務) 職員1(兼務) <b>【利用方法等】</b> (対象) ・村内在住者、通学・通勤者 ・県内共通利用券持参者	(貸出冊数・期間) ・図書 1冊 1週間 ・視聴覚 1点 1週間 CD貸出なし その他団体貸出等あり  <b>【複写サービス】</b> なし

課題	調整方針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間、休館日、職員体制等が異なっている。</li> <li>貸出冊数、貸出期間等が異なっている。</li> <li>複写サービスは弘前市と岩木町で実施しているが、種類及び料金が異なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</li> <li>( ) ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</li> <li>( ) (合併時・翌年度)に再編する。</li> <li>( ) 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。</li> <li>( ) (合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>( ) 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</li> <li>( ) その他( )</li> </ul>	図書館については、現行どおり新市に引き継ぐ。 なお、年末年始の休館日については合併時に統一することとし、その他の管理運営事項については、合併後、必要に応じて見直しを検討する。



# 事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	生涯学習

コード	分類	事業	枝番	事務事業名		
	W-1-4	2	1	学校管理下外親子安全保険への加入助成		

## 各自治体の現況

< 弘前市 >

- ・学校管理下外親子安全保険への加入助成事業を行っている弘前市連合父母と教師の会に対し、必要な経費を助成している。

< 岩木町及び相馬村 >

- ・全児童生徒が、青森県PTA安全互助会を通して学校管理下外親子安全保険に加入している。
- ・保険料（掛金）1人1,000円は、全額保護者の負担である。

事業実施団体	弘前市連合父母と教師の会
事業の目的	市内に住所を有する児童生徒の、学校管理下外における事故補償のため、学校管理下外親子安全保険に係る保険料の一部を助成する。
事業内容 (補助基準)	保険料（掛金）1人1,000円のうち 一般世帯の児童生徒 200円を補助 要保護・準要保護世帯の児童生徒 600円を補助
上記団体への補助金交付額（16年度決算見込額）	3,987千円

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町村が県PTA安全互助会を通して学校管理下外親子安全保険に加入しているが、弘前市だけが、市連合PTAの助成事業に対し補助金を交付している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</li> <li>[ ] ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</li> <li>[ ] 翌年度に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</li> <li>[ ] その他( )</li> </ul>	<p>原則として弘前市の例により新市全体に助成を拡大するが、補助内容については、現行予算を勘案して調整する。</p>



## 事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	生涯学習

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	W-1-5	1	0	ボランティア支援事業

### 各自治体の現況

< 弘前市が行っているボランティア支援事業 >

- 目的：市民誰もがボランティア活動に参加しやすく、活動しやすい環境をつくる。
- 概要： 弘前市学習情報館に総合窓口としてのボランティア支援センターを置く。
  - 相談、コーディネートに関すること。
  - ボランティア活動の普及・啓発に関すること。
  - ボランティア活動の知識及び技術の研修に関すること。
  - ボランティア団体等のネットワークに関すること。

< 岩木町及び相馬村のボランティア支援事業 >

社会福祉協議会が中心になって行っている。

弘前市にも、社会福祉協議会が設置する「ボランティアセンター」があるが、ボランティア活動は社会福祉分野に止まらず、その活動分野が広がっていることから総合的に進める必要があること、及び、これからの生涯学習は、ボランティア団体をはじめとする民間団体との連携協力が必要なことから、学習情報館に「ボランティア支援センター」を置いている。

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前市は、学習情報館が窓口となり総合的に進めている。</li> <li>・岩木町及び相馬村では、社会福祉協議会が中心になって進めている。</li> <li>・「公民館の設置及び運営に関する基準」に「公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催するなど、奉仕活動・体験活動に関する学習機会や学習情報の提供の充実に努めるものとする。」と規定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[     ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[     ] 弘前市の例により、翌年度に統合する。</li> <li>[     ] (     ) の例により、平成(     ) 年度をめぐりに統合する。</li> <li>[     ] ( 合併時・翌年度 ) に再編する。</li> <li>[     ] 合併後、平成(     ) 年度をめぐりに再編する。</li> <li>[     ] ( 合併時・翌年度 ) に廃止する。</li> <li>[     ] 合併後、平成(     ) 年度をめぐりに廃止する。</li> <li>[     ] その他(     ) )</li> </ul>	<p>弘前市学習情報館に開設しているボランティア支援センターの業務を行いながら、社会福祉協議会及び公民館活動との連携を検討する。</p>

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	生涯学習
	W-1-24	1	0	成人式		

各自治体の現況

	弘前市	岩木町	相馬村
対象者	年度内に20歳に到達する者	年度内に20歳に到達する者	年度内に20歳に到達する者
住民登録のない者の扱い	希望者には案内状を発送	希望者は参加できる	希望者は参加できる
開催時期	成人の日	成人の日	8月14日
参加者(成人)	1,406人	112人	35人
事業概要	・市主催「式典」 ・市共催、実行委員会による「成人祭」の二部構成	・町主催による「式典」及び「祝賀の集い」	・村主催による「式典」及び「記念植樹」 ・実行委員会による「祝賀会」
16年度決算見込額	2,634千円	372千円	451千円

課題	調整方針	具体的調整内容
・市町村によって開催時期等が異なる。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> ( )の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ( )の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成( 20 )年度をめぐりに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他( )	合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、実施方法等については、平成20年度をめぐりに再編する。

生涯スポーツ関係事業について（協定項目24 - 26）

生涯スポーツ関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 体育施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 スポーツイベントへの助成については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 市町村体育祭については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 4 運動部活動指導者の派遣事業については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 5 県大会以上の各種スポーツ大会出場者への助成については、平成20年度をめぐりに再編する。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

# 体育施設の管理運営について

## (1) 一般体育施設の現況

施設名	使用料	附属設備使用料	使用料の減免	使用時間	休館日	備考
弘 前 市	市民体育館 競技場(1時間、アマチュアレベルで入場料ない場合) ・専用 一般 1,080円 高校生以下 760円 ・共用 一般 60円 高校生以下 30円	設備使用料(1時間) ・電気設備(全灯) 1,460円 ・暖房設備 2,300円 他に体育用具等あり		9時~21時	年末年始	・弓道場の貸出事務も担当 ・管理運営は市体協に委託
	笹森記念体育館 施設使用料(1時間) ・専用 武道場, 競技場 一般 810円 高校生以下 690円 トレーニング室 一般 650円 高校生以下 430円 ・共用 武道場, 競技場 一般 60円 高校生以下 30円 トレーニング室 一般 210円 高校生以下 110円	設備使用料(1時間) 武道場及び競技場 ・電気設備(全灯) 410円 ・暖房設備 570円 他に運動用具等あり	<有料施設共通> 市、教育委員会が主催する体育活動は全額免除 市内小中学校の体育教科使用は全額免除 市内小中学校体育団体の体育活動は半額免除 体育施設を共用で使用する場合は、次に掲げる者は無料。 ・満60歳以上の市民 ・各種障害者手帳を受けている市民 ・市内の各種障害者施設等に入所又は通所している者 ・市内の小中学生(市外に通学する市民を含む) ・市内の大学又は高校に在籍する外国人留学生(市外に通学する市民を含む) ・上記のうち、介護者が必要な場合は介護者を含む	9時~21時	水曜日 年末年始	・鷹揚園庭球場の貸出事務も担当 ・管理運営は市体協に委託
	河西体育センター 施設使用料(1時間) ・専用 アリーナ 一般 810円 高校生以下 690円 多目的広場 710円 テニスコート 210円 ・共用 アリーナ、多目的広場 一般 60円 高校生以下 30円 プール(1回2時間) 一般 320円 高校生 210円 小学4年生~中学生 110円	設備使用料(1時間) アリーナ ・電気設備(全灯) 410円 ・暖房設備 570円 他に運動用具等あり		9時~18時 (多目的広場、テニスコート) 9時~21時 (アリーナ、プール)	年末年始	・管理運営は市体協に委託
	新和地区体育文化交流センター 体育室(1時間) ・専用 一般 810円 児童生徒 690円 ・共用 一般 60円 児童生徒 30円 会議室 9時~12時 240円 12時~17時 400円 17時~21時 320円 調理実習室 9時~21時 960円 9時~12時 840円 12時~17時 1,400円 17時~21時 1,120円 9時~21時 3,360円	運動用具の貸出使用料等あり		9時~21時	年末年始	・管理運営は新和地区町会連合会に委託

施設名	使用料	附属設備使用料	使用料の減免	使用時間	休館日	備考
弘前市	裾野地区体育文化交流センター 体育室（1時間） ・専用 一般 810円 児童生徒 690円 ・共用 一般 60円 児童生徒 30円 和室 9時～12時 420円 12時～17時 700円 17時～21時 560円 調理実習室 9時～21時 1,680円 9時～12時 630円 12時～17時 1,050円 17時～21時 840円 9時～21時 2,520円	運動用具の貸出使用料等あり	< 有料施設共通 > 市、教育委員会が主催する体育活動は全額免除 市内小中学校の体育教科使用は全額免除 市内小中学校体育団体の体育活動は半額免除 体育施設を共用で使用する場合は、次に掲げる者は無料。 ・満60歳以上の市民 ・各種障害者手帳を受けている市民 ・市内の各種障害者施設等に入所又は通所している者 ・市内の小中学生（市外に通学する市民を含む） ・市内の大学又は高校に在籍する外国人留学生（市外に通学する市民を含む） ・上記のうち、介護者が必要な場合は介護者を含む	9時～21時	年末年始	・市が直営
	温水プール（1回2時間）一般 320円 高校生 210円 小学4年生～中学生 110円 多目的広場 一般 60円 高校生以下 30円 研修室 290円 会議室 190円	放送器具等の附属器具あり		9時～21時	年末年始	
	市民2階・第3 施設使用料（1回2時間） ・共用 一般 270円 高校生 140円 小学4年生～中学生 50円	なし		9時～18時30分	6～9月のみ営業	・管理運営は市体協に委託
	城北ファミ 施設使用料（1回） ・共用 一般 320円 高校生 210円 小学4年生～中学生 110円	なし		9時30分～17時30分	6～9月のみ営業	
	東目屋 スキー場 ロープトウ使用料 ・共用 1回50円 半日550円 全日870円	なし		9時～21時	3月中旬～12月中旬 月曜日 年末年始	・管理運営は東目屋スキー倶楽部に委託
	その他施設	鷹揚園庭球場（1コート1時間） 160円 千年庭球場（1コート1時間） 210円 弓道場（1時間） ・専用 90円 ・共用 一般 60円 高校生以下 30円 小沢運動広場（1時間） ・専用 160円 ・共用 一般 60円 高校生以下 30円 河川敷簡易運動場 無料		千年庭球場 ・照明設備（1面1時間） 150円 小沢運動広場 ・照明設備（1時間） 910円	同上	6時～18時（河川敷簡易運動場） 8時～21時（鷹揚園庭球場、千年庭球場、小沢運動広場、河川敷簡易運動場）

施設名	使用料	附属設備使用料	使用料の減免	使用時間	休館日	備考
岩木町 相撲場	小・中学校部活動の練習場として使用するとともに、町で開催される大会等に使用。一般への貸出はしていない。 使用料は無料。					・町が直営
相馬村	施設使用料	夜間照明使用料	村長は、必要があると認めるときは、使用料の減免をすることができる  地区活動・公民館活動は無料	5時～21時	なし	・教育委員会が貸出事務を担当 ・村が直営
	農施村設交流 午前5時～午後8時 900円 午前8時～正午 1,200円 午後1時～午後5時 1,200円 午後6時～午後9時 1,200円 午前8時～午後9時 3,600円	1時間 2,400円 2時間 3,800円 3時間 5,200円 4時間 6,600円				
相馬村	施設使用料	夜間照明使用料	地区活動・公民館活動は無料	8時～21時		
	運動相馬広馬場 午前8時～正午 1,000円 午後1時～午後5時 1,000円 午後6時～午後9時 1,000円 午前8時～午後9時 3,000円	1時間 800円 2時間 1,600円 3時間 2,400円 4時間 3,200円				

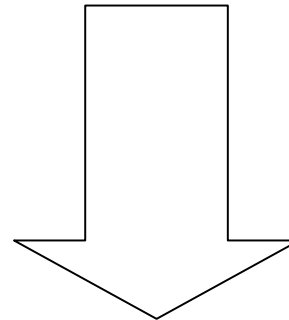
## (2) 運動公園の現況

	使用料	附属設備使用料	使用料の減免	使用時間	休館日	備考
弘前市	【弘前市運動公園内有料公園施設】 主な施設使用料(1時間、観覧料なし)	電気設備使用料(1時間) 野球場 全灯 3,050円 庭球場 1面 150円 運動広場 2/3灯 2,030円 主練習場 全灯 1,050円 その他、運動用具等の附属設備使用料あり	市が主催する体育活動は全額免除 市内小中学校の体育教科使用は全額免除 市内小中学校体育団体の体育活動は半額免除 国、地方公共団体の防災上使用は全額免除 陸上競技場、克雪トレーニングセンターを共用で使用する場合は、次に掲げる者は無料。 ・満60歳以上の市民 ・各種障害者手帳を受けている市民 ・市内の各種障害者施設等に入所又は通所している者 ・市内の小中学生(市外に通学する市民を含む) ・市内の大学又は高校に在籍する外国人留学生(市外に通学する市民を含む) ・上記のうち、介護者が必要な場合は介護者を含む	8時～17時 (陸上競技場、球技場)  8時～21時 (野球場、庭球場、運動広場)  9時～21時 (克雪トレーニングセンター)	克雪トレーニングセンター (火曜日、年末年始)  上記以外 (年末年始)	・運動公園事務室(野球場内)で、すべての運動公園内施設の貸出事務を行っている ・管理運営は市体協に委託
	・専用 野球場 1,090円 庭球場 210円 球技場 710円 陸上競技場 1,360円 運動広場 710円 ・共用 陸上競技場 一般 60円 高校生以下 30円					
	【克雪トレーニングセンター】 主な施設使用料(1時間、観覧料なし)					
	・専用 主練習場(5～10月) 小中高生 1,750円 一般 2,190円 同 (11月～4月) 小中高生 2,190円 一般 2,730円 投球練習場(通年) 小中高生 210円 一般 320円 相撲練習場(通年) 小中高生 430円 一般 550円 トレーニング室(通年) 小中高生 430円 一般 650円 ・共用 トレーニング室(通年) 小中高生 110円 一般 210円					





	使用料	附属設備使用料	使用料の減免	使用時間	休館日	備考
岩木町	<p>【岩木町B&amp;G海洋センター】</p> <p>個人使用（午前・午後・夜間の区分ごと）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館 一般 200円 児童生徒 100円</li> <li>・トレーニングルーム 一般 100円 児童生徒 50円</li> <li>・プール 一般 100円 児童生徒 50円</li> </ul> <p>貸切使用（1時間当たりの全面使用の額。半面は1/2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館 日中900円 夜間1,000円 全日900円</li> <li>・トレーニングルーム 日中450円 夜間500円 全日450円</li> <li>・プール(1コース) 日中300円 夜間330円 全日300円</li> <li>・多目的広場（占有） 全日500円</li> </ul>	暖房設備、放送器具等の附属設備使用料あり	<p>町、教育委員会の主催行事等は全額免除</p> <p>町内保育所、小中学校の体育教科等は全額免除</p> <p>町内の体育的団体、文化的団体、町会活動は半額免除</p> <p>教育長が特に必要と認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	9時～21時30分	<p>水曜日（祝祭日に当たるときは翌日）</p> <p>年未年始</p>	・町が直営（窓口業務は町体協に委託）
相馬村	海洋センターを設置していない					



課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育施設については、各市町村において、設置している施設の種類や、管理運営の内容が異なっている。</li> <li>・同種の施設において、使用料及び減免基準が異なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[ ] ( ) の例により、（合併時・翌年度）に統合する。</li> <li>[ ] ( ) の例により、平成（ ）年度をめぐりに統合する。</li> <li>[ ] （合併時・翌年度）に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成（ ）年度をめぐりに再編する。</li> <li>[ ] （合併時・翌年度）に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成（ ）年度をめぐりに廃止する。</li> <li>[ ] その他（ ）</li> </ul>	<p>体育施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐが、合併後、使用料を含めた施設運営のあり方について総合的に検討する。</p> <p>なお、使用料について、使用者の住所地により区分されているものについては、新市の内外区分により適用する。</p>

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	生涯スポーツ

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	W-1-14	2	0	スポーツイベントへの助成

各自治体の現況

各市町村が助成している主なスポーツイベントの内容（事業経費等は平成16年度決算見込額） （単位：千円）

	イベント名称	開催時期	事業内容（種目）	事業主体	事業経費	補助金額
弘前市	津軽路ロマン国際スリーデイ マーチ	10月	ウォーキング	実行委員会	21,217	2,300
	弘前白神アップルマラソン大会	9～10月	マラソン	組織委員会	30,439	7,000
	全国選抜社会人学生相撲弘前大会	8月	相撲	相撲連盟	5,470	1,200
	全国選抜高等学校相撲弘前大会	2月上旬	相撲	大会委員会	4,000	1,200
岩木町	津軽路ロマン国際スリーデイ マーチ	10月	ウォーキング	実行委員会	21,217	800
	岩木山スキーマラソン大会	3月	クロスカントリー	組織委員会	15,900	7,728 (うち負担金4,000)
相馬村	津軽路ロマン国際スリーデイ マーチ	10月	ウォーキング	実行委員会	21,217	100
	星の里マラソン大会	4月	マラソン	実行委員会	1,000	1,000

課題	調整方針	具体的調整内容
・各市町村によって、助成団体及び助成内容が異なっている。	{ } 現行どおり新市に引き継ぐ。 { } ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 { } ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。 { } (合併時・翌年度)に再編する。 { } 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。 { } (合併時・翌年度)に廃止する。 { } 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。 { } その他( )	スポーツイベントへの助成については現行どおり新市に引き継ぐが、関係団体から助成の申請があった場合は、事業内容を精査し、必要に応じて助成する。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	生涯スポーツ

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	W-1-15	1	0	市町村体育祭

各自治体の現況

各市町村の体育祭の内容（事業費等は平成16年度決算見込額）

（単位：千円）

	事業名	開催時期	実施種目	主催者	事業費	補助金額
弘前市	弘前市民総合体育大会	通年	陸上（運動会）、柔道、野球、バレーボール、バドミントン、卓球、水泳、スキー等20種目	弘前市体育協会	2,300	2,300
岩木町	町民レクリエーション夏季大会	8月第1日曜日	各種レクリエーション	岩木町	671	なし
	町民体育大会	通年	野球、ソフトボール、ゲートボール、卓球、バレーボール、バドミントン、バスケットボール	岩木町体育協会	739	（委託費） 739
相馬村	相馬村民体育祭	8月第1日曜日	競技、レクリエーション等17種目	相馬村	1,024	なし

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
・各市町村で実施している事業の内容、主催者等に差異がある。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> ( )の例により、（合併時・翌年度）に統合する。 <input type="checkbox"/> ( )の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成( 20 )年度をめぐりに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他( )	合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、主催、開催内容等を調整し、平成20年度をめぐりに再編する。

## 事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	生涯スポーツ
	W-1-18	1	0	運動部活動指導者の派遣事業		

### 各自治体の現況

各市町村が実施している指導者派遣事業（事業費は平成16年度決算見込額）

（単位：千円）

	事業名称	事業内容	派遣基準	事業費
弘前市	スポーツアシスタント事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の運動部活動における外部指導者を派遣する。</li> <li>・小学校においては校長が認める運動部活動を、中学校においては青森県中学校体育連盟に属する種目とする。</li> <li>・当該事業は、県のスポーツエキスパート活用事業を包含して実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣する指導者は各校1人。</li> <li>・1運動部につき、年間30回を限度とし、1回の指導時間は2時間程度とする。</li> <li>報酬 1回 2,500円</li> </ul>	2,840 (うち県補助925)
岩木町	スポーツ指導員派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の運動部活動における外部指導者（スポーツ指導員）を派遣する。</li> <li>・小学校においては校長が認める運動部活動を、中学校においては青森県中学校体育連盟に属する種目とする。</li> <li>・当該事業は、県のスポーツエキスパート活用事業を包含して実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1週間に3回又は9時間以上の指導</li> <li>報酬 月額 7,000円</li> </ul>	1,316 (うち県補助420)

相馬村においては、当該事業を実施していない。

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校運動部活動に対する指導者派遣事業は、弘前市と岩木町で実施しているが、相馬村では実施していない。</li> <li>・弘前市と岩木町で、実施内容に差異がある。</li> <li>・県の補助事業であるスポーツエキスパート事業は、平成16年度で終了の予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</li> <li>[ ] ( ) の例により、平成( )年度をめどに統合する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( 20 )年度をめどに再編する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめどに廃止する。</li> <li>[ ] その他( )</li> </ul>	<p>合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、当該事業を新市の全域において同じ基準で実施できるよう、平成20年度をめどに再編する。</p>

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	生涯スポーツ
	V-1-30	25	0	県大会以上の各種スポーツ大会出場者への助成		

各自治体の現況

スポーツ大会（県大会以上）出場者に係る各市町村の助成基準

（単位：千円）

	小学生	中学生		補助対象経費	補助金額 (平成16年度決算見込)	高校生・一般
		中体連主催	その他			
弘前市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北大会、全国大会が対象</li> <li>・1人10,000円が上限</li> <li>・団体の場合 10～19人は100,000円 20～29人は200,000円 30人以上は300,000円が上限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会、東北大会、全国大会については全額助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北大会、全国大会が対象</li> <li>・1人10,000円が上限</li> <li>・団体の場合 10～19人は100,000円 20～29人は200,000円 30人以上は300,000円が上限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費</li> <li>・宿泊費</li> </ul>	6,390	随時対応
岩木町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会は70%助成</li> <li>・東北大会は75%助成</li> <li>・全国大会は85%助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会は70%助成</li> <li>・東北大会は75%助成</li> <li>・全国大会は85%助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会は70%助成</li> <li>・東北大会は75%助成</li> <li>・全国大会は85%助成 (予選を経ない場合は、それぞれ40%、60%、75%とする)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費</li> <li>・宿泊費</li> <li>・参加料</li> <li>・必要経費</li> </ul>	3,039	随時対応
相馬村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会、東北大会、全国大会については全額助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会、東北大会、全国大会については全額助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会、東北大会、全国大会については全額助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費</li> <li>・宿泊費</li> <li>・参加料</li> <li>・昼食代</li> </ul>	600	随時対応

課題	調整方針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中学生の各種大会について、補助率や補助対象経費などの助成基準が異なっている。</li> <li>・高校生、一般については、3市町村とも助成基準が定められていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</li> <li>[ ] ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成(20)年度をめぐりに再編する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</li> <li>[ ] その他( )</li> </ul>	<p>合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、助成の範囲、基準等について早期に検討し、平成20年度をめぐりに再編する。</p> <p>なお、再編にあたっては、文化大会出場者への助成との均衡を図るものとする。</p>

文化振興関係事業について（協定項目24 - 27）

文化振興関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 文化施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 文化振興事業については、平成20年度をめどに再編する。
- 3 市町村民文化祭については、平成20年度をめどに再編する。
- 4 民俗芸能保存会への助成については、平成20年度をめどに再編する。
- 5 県大会以上の各種文化大会出場者への助成については、平成20年度をめどに再編する。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

コード	分類	事業	枝番	事務事業名				専門部会名	文化振興
	W-1-1	2	1及び2	文化施設の管理運営					

各自治体の現況

		会場使用料					割増使用料	附属設備使用料	使用料の減免	使用料の還付	使用時間	休館日
		会場	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日						
弘前市	弘前市民会館	大ホール	27,480	45,800	45,800	119,080	・入場料が 1,000円以下の場合0割 2,000円以下の場合5割 3,000円以下の場合8割 3,000円超の場合10割	照明関係、音響関係、舞台関係、楽器関係等の附属設備使用料あり。	なし	大ホール 使用日の30日前は全額、15日前は5割 会議室 使用日の7日前は全額	9時~22時	月曜日 年末年始
		大会議室	3,780	6,300	6,300	16,380						
		中会議室	1,950	3,250	3,250	8,450						
		第一小会議室	1,590	2,650	2,650	6,890						
		第二小会議室	1,030	1,700	1,700	4,430						
		和室	1,290	2,150	2,150	5,590						
	弘前文化会館	ホール	16,860	28,100	28,100	73,060	弘前市民会館と同じ	照明関係、音響関係、舞台関係、楽器関係等の附属設備使用料あり。	なし	弘前市民会館と同じ	9時~22時	火曜日 年末年始
		第1楽屋	510	850	850	2,210						
		第2楽屋	450	750	750	1,950						
		第1練習場	1,890	3,150	3,150	8,190						
		第2練習場	1,030	1,700	1,700	4,430						
		第3練習場	1,170	1,950	1,950	5,070						
		会議室	1,950	3,250	3,250	8,450						
		美術展示室	(全日貸出のみ)									
	駅前市民ホール	ホール	9,450	15,750	15,750	40,950	弘前市民会館と同じ	照明関係、音響関係、楽器関係等の附属設備使用料あり。	なし	弘前市民会館と同じ	9時~22時	水曜日 年末年始
		楽屋	660	1,100	1,100	2,860						
	百石町展示館	第1展示場	840	1,400	840	3,080	物品販売なしの場合 ・観覧料有 1.5倍 物品販売ありの場合 ・観覧料無 3倍 ・観覧料有 3.75倍 (10円未満切り上げ)	照明関係、音響関係等の附属設備使用料あり。	なし	弘前市民会館と同じ	9時~20時	年末年始
		第2展示場	360	600	360	1,320						
第3展示場		300	500	300	1,100							
		(販売なし、観覧料なしの場合)										
岩木町	岩木文化センター	ホール (一般)		6,000	7,500	6,000	・入場料が 500円以下の場合0割 1,000円以下の場合3割 2,000円以下の場合5割 3,000円以下の場合8割 3,000円超の場合10割 ・営利目的の場合は5割加算	舞台設備、照明設備、音響設備等の附属設備使用料あり。	1.町、教育委員会が主催する行事は全額免除 2.町の学校教育・社会教育関係団体、芸術文化団体、福祉関係団体の行事は全額免除 3.公益団体等が町又は教育委員会の後援等を得て芸術・文化・教育等の振興に寄与するために行う行事は半額免除 4.その他館長が特に必要と認めた場合	なし	9時~22時	年末年始
		" (町民)		4,800	6,000	4,800						
		楽屋 (一般)		120	150	120						
		" (町民)		100	120	100						
		ハンター、ミニアター (一般)		600	750	600						
		" (町民)		480	600	480						
			(1時間当たりの使用料)									

相馬村では、文化施設を設置していない。

弘前市、岩木町ともに、文化施設は直営で管理運営を行っている。



## 事務事業調整案

事務事業調整案					ページ	2 / 2
コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	文化振興
	W-1-1	2	1及び2	文化施設の管理運営		
各自治体の現況						
課 題	調 整 方 針				具体的調整内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前市及び岩木町では文化施設を設置しているが、相馬村では設置していない。</li> <li>・各施設の使用料、使用時間、休館日等に差異がある。</li> <li>・弘前市民会館、弘前文化会館、駅前市民ホールについては、平成17年度に使用料、使用時間等の改正を検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</li> <li>[ ] ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</li> <li>[ ] その他( )</li> </ul>				<p>文化施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐが、合併後、使用料を含めた施設運営のあり方について総合的に検討する。</p> <p>なお、使用料について、使用者の住所地により区分されているものについては、新市の内外区分により適用する。</p>	

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	文化振興

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	W-1-1	3	0	文化振興事業

各自治体の現況

	事業名称	事業概要	主催(主管)	その他(補助金等)
弘前市	児童劇観劇教室	市内小学校児童に優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供する。 各校の希望により送迎バスを配車する。	弘前市民会館	なし
	音楽鑑賞事業	市民に優れた音楽鑑賞の機会を提供し、芸術文化に関する意識向上を図る。 一般市民を対象とし、クラシック音楽等の公演を行う。		
	舞台芸術鑑賞事業	市民に高度な舞台芸術鑑賞の機会を提供し、地域の舞台技術及び芸術文化の向上を図る。 一般市民を対象とし、舞踏及び演劇等の公演を行う。		
	創造型自主文化事業 「ドリムゼミナル&ドリムコンサート」	将来、演奏家を目指す人材育成を目的にしたゼミナルと、ゼミナル受講生に合奏の楽しみを味わってもらうためのコンサートを開催する。 NHK交響楽団のメンバーが演奏指導するとともに、同楽団と合奏する機会を設定する。	弘前文化会館	
岩木町	文化事業	町内小学生・中学生に対して優れた芸術鑑賞(児童演劇)の機会を提供する。 また、一般町民を対象とし、文化講演会を開催する。	実行委員会	左記実行委員会に対して補助金を交付 (16年度補助決算見込400万円)

相馬村については、該当する事業がない。

課題	調整方針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前市と岩木町は事業を実施しているが、相馬村には該当する事業がない。</li> <li>・弘前市は市教委の自主事業として実施しているが、岩木町では実行委員会への補助事業として実施しており、形態が異なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>[ ] ( )の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</li> <li>[ ] ( )の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( 20 )年度をめぐりに再編する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</li> <li>[ ] その他( )</li> </ul>	<p>合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、事業内容等について、平成20年度をめぐりに再編する。</p>

事務事業調整案

ページ

1 / 1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	文化振興
	W-1-11	2	2	市町村民文化祭		

各自治体の現況

(金額は平成16年度決算見込み)

	名称	文化祭の概要	実施時期	主催者等	事業費及び補助金
弘前市	弘前市民文化祭	市民文化祭は、市民が主体的に芸術文化活動に取り組む動機付け及び本市の文化活動発展の原動力となるものであり、文化の振興に寄与するものである。 弘前市民会館、弘前文化センター等を会場として、交響楽、吹奏楽、合唱、演劇、郷土芸能、茶道、華道、絵画等の公演・展示が行われる。	7月～12月	弘前市、弘前市教育委員会、弘前市社会教育協議会	事業費：7,828千円 補助金：6,028千円 (弘前市社会教育協議会に交付)
岩木町	岩木町民祭	町民の総合展として開催されている。 岩木町文化協会、岩木町商工会、農業協同組合及び町が構成員となり、芸能発表、農産物展示、町民の学習成果の発表を中心に開催している。	11月から12月の土日の2日間	岩木町文化協会、岩木町商工会、農業協同組合、町で実行委員会を組織	事業費：2,450千円 補助金：2,100千円 (実行委員会に交付)
相馬村	相馬村文化と収穫祭	一人ひとりの心のゆとりから芸術・文化に親しみ、未来を担う子どもと若者に夢と活力と自己意識を持たせ、参加する喜びを与える。さらには、村民が食文化の大切さを感じることを目的とする。 絵画、民具民芸、写真、書等の展示とともに、芸能発表、褒賞表彰、文化賞表彰等も行っている。	11月第4日曜日を中心に、土日の2日間	文化と収穫祭実行委員会	事業費：811千円 補助金：811千円 (実行委員会に交付)

課題	調整方針	具体的調整内容
・主催、助成方法、開催内容などが市町村によって異なっている。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> ( )の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ( )の例により、平成( )年度をめどに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成( 20 )年度をめどに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成( )年度をめどに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他( )	合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、主催、開催内容等を調整し、平成20年度をめどに再編する。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	文化振興

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	W-1-12	9	0	民俗芸能保存会への助成

各自治体の現況

(単位:円)

	保存会名				補助金額	補助金合計額
弘前市	弘前市民俗芸能保存連合会				150,000	150,000
岩木町	五代獅子舞保存会	鳥井野獅子踊保存会	岩木登山囃子保存会	八幡太鼓保存会	獅子舞: 117,000 囃子類: 45,000	324,000
相馬村	黒滝獅子舞保存会	紙漉沢獅子舞保存会	紙漉沢子ども獅子舞	相馬村登山ばやし愛好会	各 40,000	160,000

課題	調整方針	具体的調整内容
市町村で補助金の交付基準が異なっている。	<input type="checkbox"/> 現行どおり新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> ( )の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 <input type="checkbox"/> ( )の例により、平成( )年度をめどに統合する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に再編する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成( 20 )年度をめどに再編する。 <input type="checkbox"/> (合併時・翌年度)に廃止する。 <input type="checkbox"/> 合併後、平成( )年度をめどに廃止する。 <input type="checkbox"/> その他( )	合併時には現行どおり新市に引き継ぐが、助成制度のあり方などについて、平成20年度をめどに再編する。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	文化振興

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	W-1-23	15	0	県大会以上の各種文化大会出場者への助成

各自治体の現況

文化大会（県大会以上）出場者に係る各市町村の助成基準

（単位：千円）

	小学生	中学生		補助対象経費	補助金額（平成16年度 決算見込み）	高校生・一般
弘前市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北大会、全国大会が対象</li> <li>・1人10,000円が上限</li> <li>・団体の場合 10～19人は100,000円 20～29人は200,000円 30人以上は300,000円上限</li> </ul>	<p>県大会を経る場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費（市旅費規程による額と実費の低い方の額）</li> <li>・宿泊料（市旅費規程による額と実費の低い方の額）</li> <li>・楽器等の運送に要する経費</li> </ul>	<p>県大会を経ない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北大会、全国大会が対象</li> <li>・1人10,000円が上限</li> <li>・団体の場合 10～19人は100,000円 20～29人は200,000円 30人以上は300,000円上限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費</li> <li>・宿泊費</li> <li>・楽器等運送料</li> </ul>	1,698	規定なし
岩木町	中学生と同様	<p>選抜を経る大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会は70%助成</li> <li>・東北大会は75%助成</li> <li>・全国大会は85%助成</li> </ul>	<p>選抜を経ない大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会は40%助成</li> <li>・東北大会は60%助成</li> <li>・全国大会は75%助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費</li> <li>・宿泊費</li> <li>・参加料</li> <li>・必要経費</li> </ul>	実績なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選抜を経る大会 県大会40%、東北大会60%、全国大会70%</li> <li>・選抜を経ない大会 県大会25%、東北大会40%、全国大会60%</li> </ul>
相馬村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会、東北大会、全国大会については全額助成（交通手段としては、基本的にスクールバスを使用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会、東北大会、全国大会については全額助成（交通手段としては、基本的にスクールバスを使用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会、東北大会、全国大会については全額助成（交通手段としては、基本的にスクールバスを使用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費</li> <li>・宿泊費</li> <li>・参加料</li> </ul>	実績なし	規定なし

課題	調整方針	具体的調整内容
小、中学生の各種大会について、補助率や補助対象経費などの助成基準が異なっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>{ } 現行どおり新市に引き継ぐ。</li> <li>{ } ( ) の例により、（合併時・翌年度）に統合する。</li> <li>{ } ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</li> <li>{ }（合併時・翌年度）に再編する。</li> <li>{ } 合併後、平成( 20 )年度をめぐりに再編する。</li> <li>{ }（合併時・翌年度）に廃止する。</li> <li>{ } 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</li> <li>{ } その他( )</li> </ul>	<p>合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、助成の範囲、基準等について早期に検討し、平成20年度をめぐりに再編する。 なお、再編にあたっては、スポーツ大会出場者への助成との均衡を図るものとする。</p>

その他の事業について（協定項目24 - 28）

その他の事業について、次のとおり提案する。

公職選挙法に規定する投票区については、現行どおり新市に引き継ぐ。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

## 事務事業調整案

ページ

1/1

コード	分類	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	選管
	D-1-30	7	1	投票区の設定改廃に関すること		

### 各自治体の現況

#### 公職選挙法に規定する投票区の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村	合計
投票区	73	19	7	99

#### 平成16年12月2日現在選挙人名簿登録者数

区分	弘前市	岩木町	相馬村	合計
登録者	141,727	10,266	3,181	155,174

課 題	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
<p>現行は99箇所である。 総務省通達では、投票区の設置基準は3キロメートル、3,000人が基本となっており検討を要する。</p>	<p>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。 [ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 [ ] ( ) の例により、平成( )年度をめどに統合する。 [ ] 合併時に再編する。 [ ] 合併後、平成( )年度をめどに再編する。 [ ] (合併時・翌年度)に廃止する。 [ ] 合併後、平成( )年度をめどに廃止する。 [ ] その他( )</p>	<p>公職選挙法に規定する投票区については、合併時は現行どおり新市に引き継ぐ。 ただし、総務省通達・学区・地域性等を考慮し、必要に応じて検討する。</p>

## 新市建設計画関係資料

- 1 新市建設計画（原案）に対する県との事前協議内容
- 2 事前協議に係る新市建設計画（原案）の修正箇所（抜粋）



1 新市建設計画（原案）に対する県との事前協議内容

【意見】

県からの意見・修正・助言等					県の意見等に対する対応
区分	意見等箇所	原案	修正案	修正理由	
意見	43頁 下7行目～	自然環境の保全と潤いのある空間の整備 - ふるさとの森と川と海の保全及び創造推進事業 〔表〕	削除	平成17年1月19日付け青市振第1111号で回答したとおり、当該事業については、建設計画掲載を見合わせていただきたい。	修正案のとおり削除した。  【青市振第1111号の回答要旨】 当該地域に関する事業の平成17年度以降の実施が未定であるため、掲載を控えていただきたい。
意見	44頁 上表	地すべり対策事業 〔関ヶ平地区〕	削除	新市建設計画が平成18年度～平成27年度を計画期間としているのに対し、当事業は平成17年度で完了するため建設計画掲載を見合わせていただきたい。	修正案のとおり削除した。
意見	44頁 中段	緊急地方道路整備事業 地方特定道路整備事業	「道路整備事業」とする	事業別の記載ではなく、道路事業全体として記載していただきたい。	修正案のとおり修正した。
意見	44頁 下表 事業名欄	緊急地方道路整備事業 〔小友板柳（停車）線〕 〔（仮）石川大橋〕  地方特定道路整備事業 〔弘前柏線〕 〔大鰐浪岡線〕	道路整備事業 〔（主）大鰐浪岡線（（仮）石川大橋工区）〕 〔（主）弘前柏線（三和工区）〕 〔（一）小友板柳（停）線（小友工区）〕	平成17年1月19日付け青市振第1111号で回答したとおり、修正が必要。事業別の記載ではなく、道路事業全体として記載していただきたい。	修正案のとおり修正した。 また、同じく平成17年1月19日付け青市振第1111号で掲載可として回答のあった路線〔（主）弘前岳鯉ヶ沢線（百沢工区）〕を追加し、整備地域を弘前・岩木地域に修正した。
意見	44頁 下表 事業の概要欄	当該路線の急カーブ・幅員狭小な区間を解消や架橋により、連絡時間を短縮し地域間の交流を促進する  当該路線の急カーブ・幅員狭小な区間を解消し、連絡時間を短縮することにより地域間の交流を促進する	当該路線の急カーブ・幅員狭小な区間を解消し、移動時間を短縮することにより地域間の交流を促進する	事業別の記載ではなく、道路事業全体として記載していただきたい。表現の適正化。	修正案のとおり修正した。

1 新市建設計画（原案）に対する県との事前協議内容

【助言】

県からの意見・修正・助言等					県の意見等に対する対応	
区分	意見等箇所		原 案	修 正 案	修 正 理 由	
助言	25頁	3行目	消防・防災などの体制を整備し、災害に強い安全なまちづくりを進めていく	消防・防災・ <b>防犯</b> などの体制を整備し、 <b>災害等</b> に強い安全なまちづくり <b>及び地域コミュニティとの連携と支援</b> を進めていく	近年、刑法犯認知件数が戦後最高を記録するなど、国民の平穏な生活が脅かされている。 市民生活の安全を確保するためには、消防・防災の他、犯罪などに対する「防犯」体制を整備していかなければならない。 このほか、安全なまちづくりのためには、自治体だけではなく、地域コミュニティとの連携が必要であり、これに対する支援も進めていかなければならない。	以下のように修正した。 「消防・防災などの体制を整備し、 <b>災害等に強い安全なまちづくり及び地域コミュニティとの連携と支援</b> を進めていく」  防犯体制など新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的事業については、新市において策定する基本構想、基本計画に委ねるものである。
助言	33頁	下3行目	【計画の推進に向けて】 (1) 市民との連携と協働 【主要事業】	「 <b>男女共同参画推進事業</b> 」を追加	新市事業計画の推進に向け、また、少子・高齢化など社会経済情勢の変化に対応していくためには、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な役割分担意識を排除し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が課題となっている。 建設計画そのものに男女共同参画の視点が少なく、弘前市においては平成12年に男女共同参画に関する行動計画「弘前市男女共同参画推進事業実施計画」を作成し具体的な事業に取り組んでいることから新市になっても継続して欲しい。	以下の理由から原案のとおりとしたい。  男女共同参画など新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的事業については、新市において策定する基本構想、基本計画に委ねるものである。
助言	34頁	6行目	新市の将来を担う人材育成事業を	新市の将来を担う <b>ため、男女がともに参画する地域社会を目指し</b> 、人材育成事業を	建設計画そのものに男女共同参画の視点が少なく、弘前市においては平成12年に男女共同参画に関する行動計画「弘前市男女共同参画推進事業実施計画」を作成し具体的な事業に取り組んでいることから新市になっても継続して欲しい。	以下の理由から原案のとおりとしたい。  新市の将来を担う人材育成事業は、福祉、文化、産業など新市の様々なまちづくりに関連するものであるが、修正案では、男女共同参画関連の人材育成事業に限定した表現となるため。
助言	46～52頁		財政計画	別添のとおり	別添のとおり	以下の理由から原案のとおりとしたい。  助言にある内容に留意し策定しており、今後も適正な財政運営に努めるものである。

【別 添】

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会 新市建設計画（原案）に対する助言について

弘前・岩木・相馬新市建設計画（原案）における財政計画は、昨今の経済情勢、国の地方財政計画等の動向を踏まえ、下記の事項に十分留意のうえ策定し、適正な財政運営に努めていただきたいこと。

【財政計画全般について】

現在、国においては、地方税財政制度改革（いわゆる三位一体の改革）が進められており、今後の動向にも十分留意していく必要があるが、この中で平成17年度の地方財政対策に関しては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の地方一般財源総額が確保されたところである。しかしながら、そのこと自体が個々の市町村の財政状況を好転させるものではなく、また、地方財政計画の歳出については、「骨太の方針2003」等に基づき、中期的な目標の下で今後とも給与関係経費や地方単独事業の抑制等を図り、これらを通じて地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図っていくこととされており、地方財政を取り巻く環境は引き続き楽観のできない厳しいものと理解すべきである。

よって、財政計画の策定に当たっても、厳しい歳入面での財政環境下で、歳出抑制にいかに取り組むかということの主眼として考えることが重要である。このため、歳入の将来推計に当たっては確実性のあるものを計上し過大な見込みとならないよう、また、歳出については徹底した見直しによる節減努力・合理化を前提に見込むなどし、合併後の実質収支が基金の取り崩し等に頼らなくても均衡するよう常に努めることが肝要である。

地方交付税の推移は、三位一体の改革の今後の動向や国の経済情勢など不透明な要素が多いものの、引き続き徹底した行財政改革の推進により地方財源不足額の圧縮を図っていくという方針に沿って、その総額は引き続き抑制基調にあるものと見込むべきところである。（総額が抑制基調の中で市町村合併や臨時財政対策債償還費等に係る需要額が増加していくこと（したがって、これらの要因を含まないベースでは一層の抑制がなされるおそれがあること）に留意すべき。）

現に、段階補正や事業費補正の見直し、アウトソーシングを反映した単位費用の設定（単位費用の減）、行政改革の実績を示す指標に応じた算定（地方団体の経営努力に応える算定）などの動きがあるので、これら交付税の算定をめぐる簡素化・透明化の動向にも注意しながら適切な見込みとなるよう、引き続き努めていただきたい。

更に、個別団体における基準財政需要額の増減は、各地方団体における測定単位の動向（たとえば、将来の人口推移など）や経常経費・投資的経費・公債費のウエイト等により地方団体ごとにかかなりの差異が生じるものであるため、貴団体におけるこれらの動向をも可能な限り踏まえ、過大な積算とならないよう留意すべきである。

新市が実施を予定する事業は、市民の生活に直結する真に必要なものを優先しつつ事業を厳選し、将来の公債費が財政を圧迫していくことのないよう引き続き留意しながら対応していただきたい。合併特例債事業については、一般事業からの振替の可否等についても十分検証されたい。

1 新市建設計画（原案）に対する県との事前協議内容

【語句修正等に係る指摘事項】

県からの意見・修正・助言等				県の意見等に対する対応	
区分	意見等箇所	原案	修正案	修正理由	
指摘事項	2頁 13行目	住民に身近な行政処理の権限が、順次市町村の事務となることが予想されます。	住民に身近な行政処理の権限 <b>事務</b> が、順次市町村の事務となることが予想されます。	文言の整理。 平成12年4月の地方分権一括法制定時は「順次」と言えた（H13から施行のものとH14から施行のものもあった）が、今後は言えないものとする。	<b>順次を削除し、さらに、「住民に身近な事務の権限が移譲され、市町村の事務となることが予想されます。」</b> に修正した。
指摘事項	12頁 表	【世帯数・世帯人員の推移】	-	単位を付す。	指摘のとおり、グラフの中に <b>世帯数（世帯）と世帯人員（人）</b> を付した。
指摘事項	33頁	【具体的事業名及び概要】 小中学校及び公共施設のネットワーク	小中学校及び公共施設のネットワーク <b>整備</b>	事業の概要を明確に表す。	修正案のとおり修正した。
指摘事項	33頁	【具体的事業名及び概要】 学校給食を新市の全小中学校に拡大		P34表中、学校給食センター整備事業の事業概要では「全中学校」となっていることから、記述内容の整合性を図る必要がある。	指摘を踏まえ、P33を「全中学校」に修正した。
指摘事項	33頁	【具体的事業名及び概要】 歴史・文化資料の展示施設	歴史・文化資料の展示施設 <b>整備</b>	事業の概要を明確に表す。	修正案のとおり修正した。
指摘事項	34頁 表	歴史文化資料の収集	歴史・文化資料の収集	上記と表現を合わせる。	修正案のとおり修正した。
指摘事項	36頁 16行目	障害を持っている人が、	障害を持っている <b>のある</b> 人が、	障害者のほとんどは無意図的に障害者となったものであることから、国や県の各種文書等では「障害のある人」という表現が用いられている。	修正案のとおり修正した。
指摘事項	38頁 2行目、 15行目	自然・農村・都市の観光資源の連携	自然・農村・都市の観光 <b>地域</b> 資源の連携	自然資源や農村資源を含んでいることから、地域資源と表現した方が適切であるため。	以下の理由から原案のとおりとしたい。  当該重点施策は、それぞれの資源を観光の視点から連携させるもので、あえて観光資源として捉え表現したものである。
指摘事項	38頁 13行目	農村と都市の交流であるグリーン・ツーリズム事業を	農村と都市の交流 <b>農山村での滞在型余暇活動</b> であるグリーン・ツーリズム事業を	グリーン・ツーリズムの説明としては、修正案が適切であるため。	<b>農山村での滞在型余暇活動</b> に修正した。
指摘事項	38頁 14行目	新市を訪れる人がふるさを感じられるよう、	新市を訪れる人がふるさと <b>と</b> を感じられるよう、	脱字の修正。	修正案のとおり修正した。
指摘事項	43頁 3行目	事業を進めます。	事業を進めて <b>いくこと</b> としています。	文言の整理。	修正案のとおり修正した。
指摘事項	44頁 上表 事業の概要欄	自然環境の保全に配慮した河川改修により沿川の洪水被害に対する安全度を向上させる。	自然環境の保全に配慮した河川改修により、沿川の洪水被害に対する安全度を向上させる <b>から沿川住民の人命、財産を守る。</b>	表現の適正化、平易化。	修正案のとおり修正した。
指摘事項	44頁 下表	都市計画道路事業	都市計画道路 <b>街路</b> 事業	事業名の修正。	修正案のとおり修正した。

## 2 事前協議に係る新市建設計画（原案）の修正箇所（抜粋）

### ( 3 ) 行政ニーズの多様化・高度化

生活水準の向上や自由時間の増大などを背景にして、住民の生き方や価値観が多様化してきています。

住民は、経済的な豊かさとともに、精神的な豊かさを求めており、コミュニティ活動やボランティア活動、国際交流、環境、教育・文化・スポーツ、保健・福祉・医療などの分野を中心に、行政に対する要求も多様化・高度化が進んでいます。

新たな行政需要や高度な施策要求などに的確に対応していくための専門的、弾力的な行財政運営が求められています。

### ( 4 ) 地方分権の進展

平成12年4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴って、国と地方公共団体の役割分担の見直しが進められており、今後、住民に身近な事務の権限が移譲され、市町村の事務となることが予想されます。

地方分権の進展により、地域が真に望むまちづくりやサービスの提供が可能になります。自ら施策を企画・立案し実行する能力と事業を自ら選択して実施するための財政基盤の強化など、地方分権社会の到来にふさわしい行財政体制の整備が求められています。

### ( 5 ) 厳しい財政状況

現在、国、地方の財政状況はきわめて厳しい状況にあります。

平成16年度末の国と地方の長期債務残高は、740兆円（国民一人当たりおよそ583万円）にのぼることが見込まれています。

さらに、国の「三位一体改革」により、税源移譲が進むものの地方交付税の見直しや各種補助金の削減がなされ、地方自治体の行財政運営はますます厳しくなっていくことが予想されます。

こうした状況のもと、国や県への財源依存度の高い本地域はこの影響を直接的に受けることとなりますが、今後、多様化する行政ニーズへの対応やこれまでのサービス水準を維持していくために、財政の健全性を確保しながら、限られた財源の中で効率的かつ効果的な行財政運営を進めていくことが求められています。

## 世帯数

平成12年の国勢調査による3市町村の世帯数は合わせて68,107世帯で、この10年間では6,596世帯、割合にして10.7%増加しています。

また、1世帯当たりの人員は、平成2年の3.11人から平成12年には2.84人に減少しています。

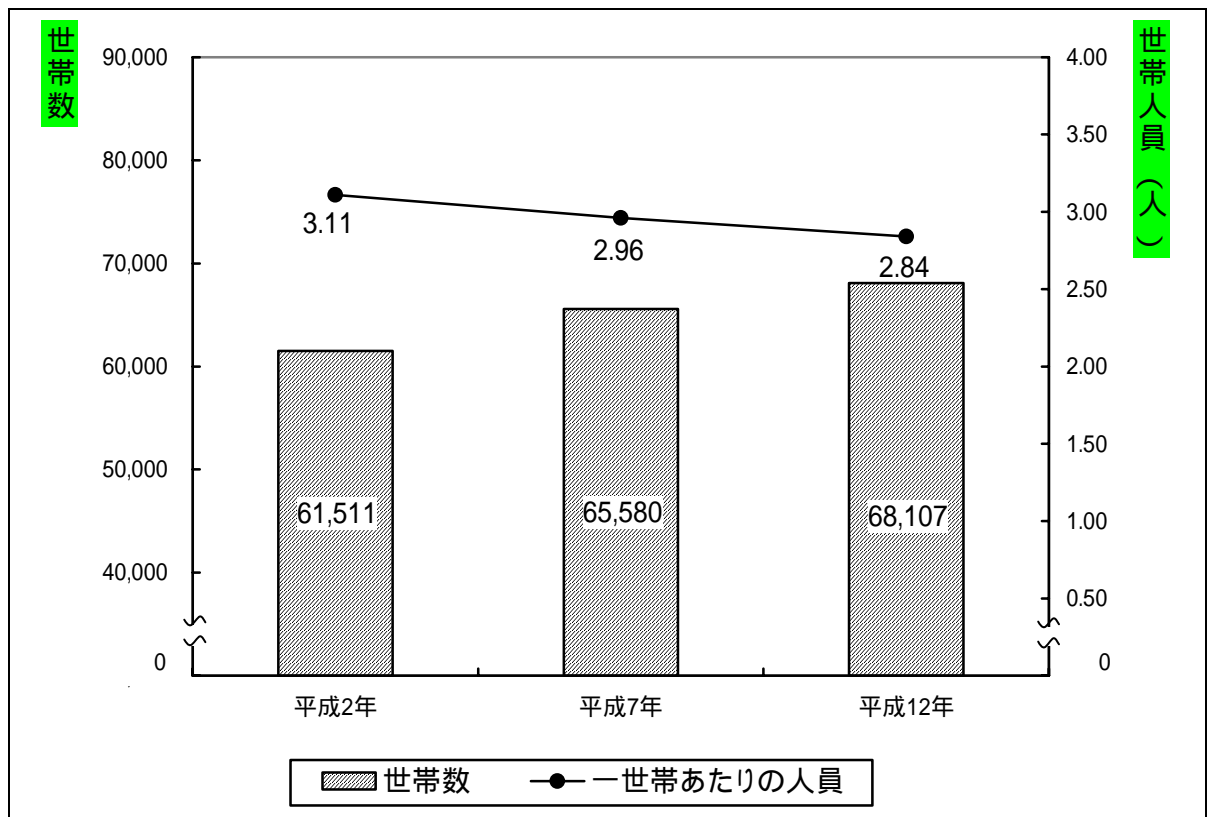
### 【世帯数】

(単位:世帯、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成12年世帯数構成割合	平成2年に対する平成12年の増減率
弘前市	57,527	61,565	63,911	93.8	11.1
岩木町	3,045	3,076	3,209	4.7	5.4
相馬村	939	939	987	1.5	5.1
合計	61,511	65,580	68,107	100.0	10.7

資料：国勢調査

### 【世帯数・世帯人員の推移】



#### 「生活環境、都市基盤整備」

まちづくりの原点は、市民生活の安全を確保することであり、新市においても消防・防災などの体制を整備し、災害等に強い安全なまちづくり及び地域コミュニティとの連携と支援を進めていく必要があります。

当地域は豪雪地帯であり、冬期間の降雪は交通など市民生活に大きな影響を与えることから、雪に適応した都市基盤の整備などの雪対策を講じる必要があります。

また、市民が便利で快適な生活を送れるように、交通基盤、居住環境、上・下水道などの分野で、地域の状況を考慮しながら整備を進めていくほか、情報通信機能など一体的な整備を進める必要があります。

### （３）行財政運営

#### 「行財政運営のあり方」

新市の財政はきわめて厳しい状況にあります。国の「三位一体改革」による補助金、地方交付税の削減などによりさらに厳しい財政状況が予想されることから、選択と集中の考え方に基づく重点施策の絞り込みなどを通して、より効果的かつ効率的な行財政運営が必要となっています。

また、地方分権が進展する中であって、今まで以上に市民と行政との協働が求められています。合併により市域が拡大することから、地域の声を市政に反映させ、市民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みの構築とその強化が求められます。

3市町村は、これまでも行財政改革を行ってきましたが、合併を契機に、これまで以上に行政組織の簡素・効率化を進めるとともに、事務事業などの評価と見直しを定期的の実施して、適正な行政サービス水準の維持に努める必要があります。



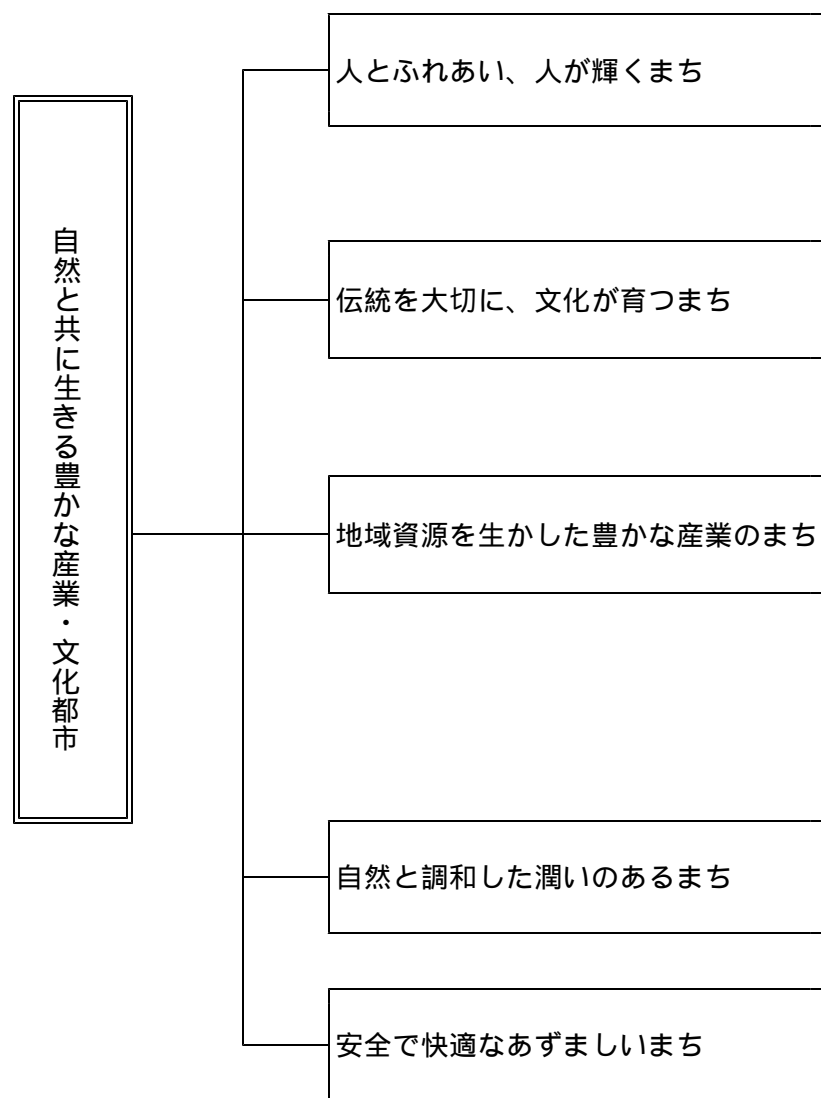
# 第3章 重点施策

## 1 施策の体系

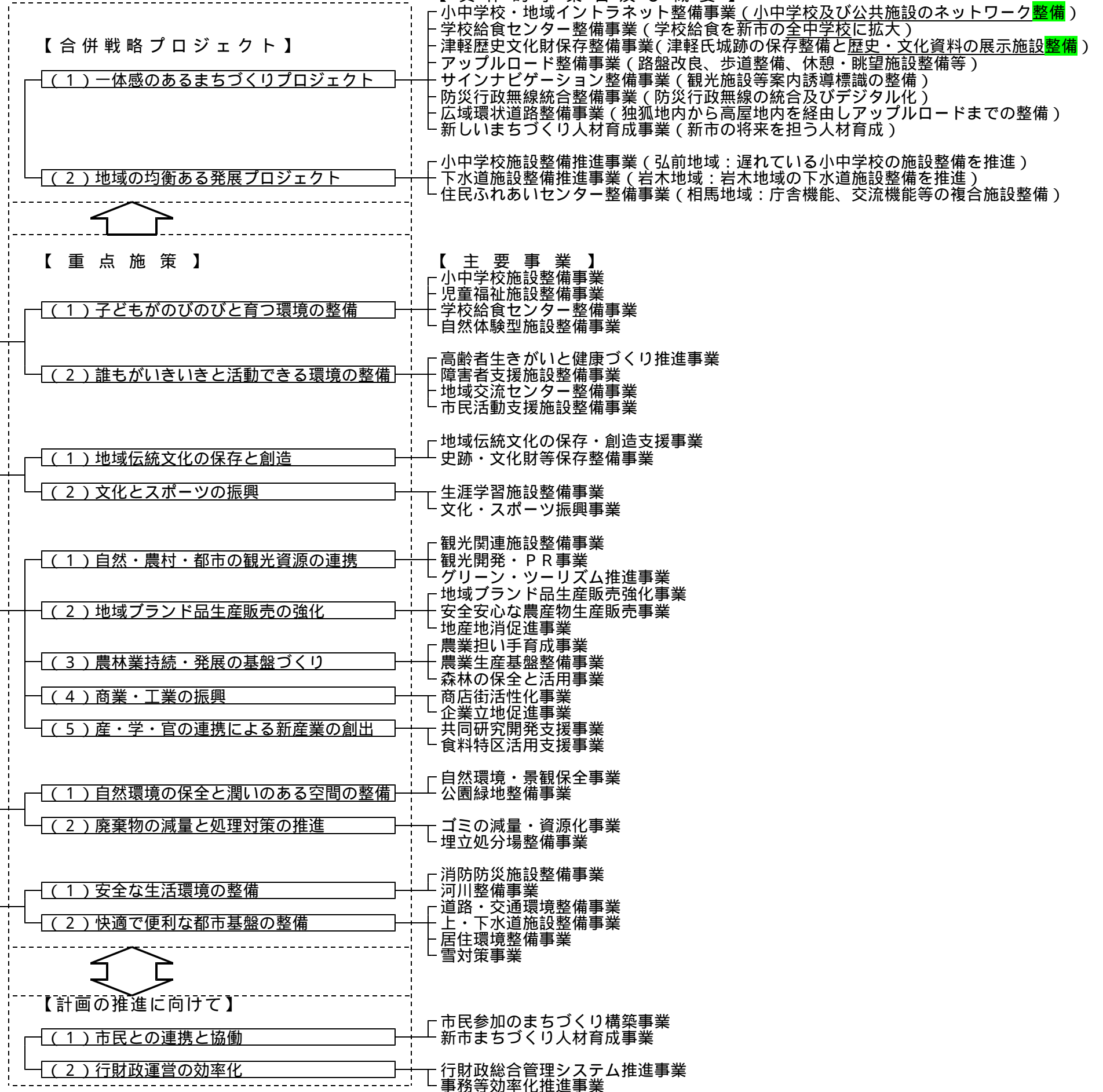
新市の目標、将来像を実現するための優先的・重点的施策を重点施策として位置づけ、重点施策を具体化するための主な事業を主要事業として計画に掲げることとします。  
この主要事業のうち、新市の一体性の確保と地域の均衡ある発展という観点から特に重要なものについては、合併戦略プロジェクトと位置づけ、具体的な事業を掲げます。

《 目 標 》

《 将 来 像 》



《 重 点 施 策 》



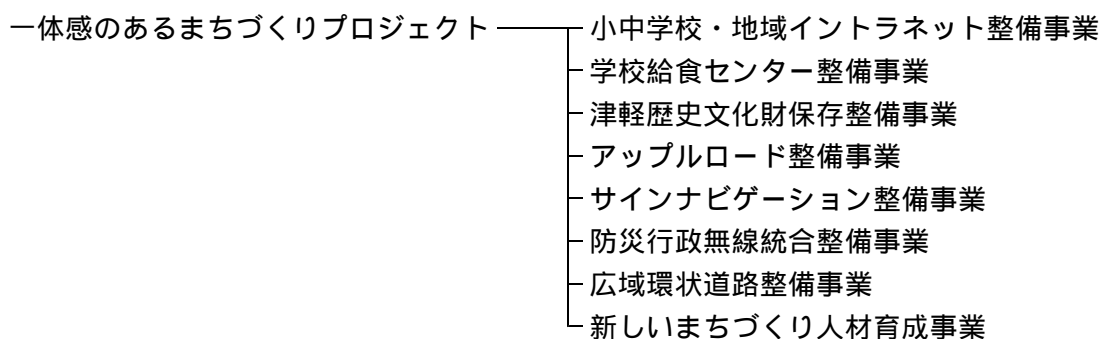
## 2 合併戦略プロジェクト

### (1) 一体感のあるまちづくりプロジェクト

新たな一つの市が誕生し、まちづくりを進めるにあたっては、都市の一体化と市民の交流をハード・ソフトの両面から推進していく必要があります。

このため、教育関連施設や道路、観光関連施設、防災施設、情報通信網などの一体的な整備を進めるほか、新市の将来を担う人材育成事業を展開します。

また、それぞれの地域がこれまで育んできた伝統や個性を生かしつつ、新市の一体感の醸成を図るため、合併特例債を財源とする新市まちづくり基金を造成し、これを基にした事業を展開します。



事業名	事業の概要
小中学校・地域イントラネット整備事業	新市の小中学校及び公共施設のイントラネットを構築し、情報通信機器を使った学習情報の交換や公共施設の予約利用等を実施する
学校給食センター整備事業	学校給食センターを整備することにより、新市の学校給食を段階的にセンター方式に統合するとともに、全中学校に拡大する
津軽歴史文化財保存整備事業	弘前城跡、堀越城跡などの史跡保存整備を進めるほか、津軽の発祥と津軽文化の伝承に関わる歴史・文化資料の収集及びその展示・学習施設として津軽歴史文化資料館を整備する
アップルロード整備事業	国道7号から新市のりんご生産地帯を西回りし、岩木山に至る路線を観光ルートと位置づけ、路盤改良、歩道、休憩・眺望施設を整備する
サインナビゲーション整備事業	新市の公共施設及び観光資源への案内誘導のため、幹線道路、広域農道等に統一したデザインの道路標識及び施設誘導サインを整備する
防災行政無線統合整備事業	新市における災害時の迅速かつ確実な通信連絡手段として、3地域デジタル方式による一元化した防災行政無線を整備する

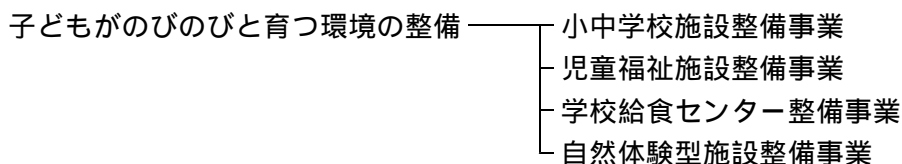
### 3 重点施策

#### 人とふれあい、人が輝くまち

##### (1) 子どもがのびのびと育つ環境の整備

新市の未来を支える子どもたちがのびのびと活動ができるよう、小中学校の校舎や屋内運動場などの整備を進めます。

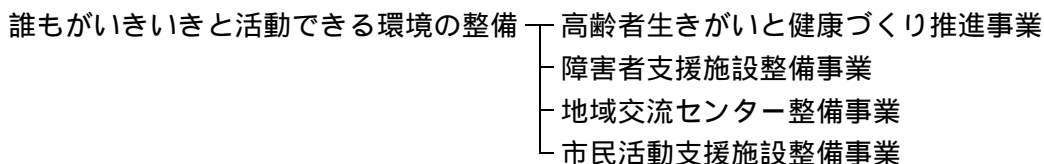
働く女性の増加など家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、児童館や保育所、学校給食センターなど子どもを育てる環境の整備を進めます。また、子どもたちが自然とふれあいながら協調性、創造性などを育む自然体験型施設の整備を進めます。



##### (2) 誰もがいきいきと活動できる環境の整備

高齢者が技能や知識を生かし、いきいきと活動できるように生きがいと健康づくりに力を入れていくほか、**障害のある人が**安心して社会参加できるよう障害者支援施設の整備を進めます。

また、地域コミュニティの活性化とボランティアなど市民の自主的な活動を支援するため、地域交流センターや市民活動支援施設の整備を進めます。



# 地域資源を生かした豊かな産業のまち

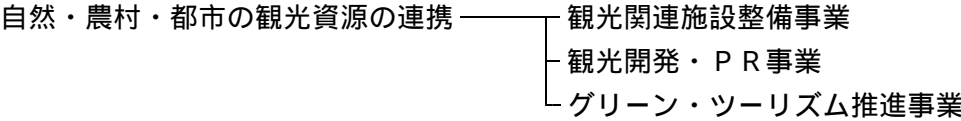
## (1) 自然・農村・都市の観光資源の連携

東北自動車道「大鰐弘前インターチェンジ」から国道7号を軸として新市のりんご生産地帯を西に回り、津軽のシンボルである岩木山へ向かうアップルロードを観光ルートとして位置づけ、路盤改良をはじめ、休憩・眺望施設や歩道など一体的な整備を進めます。

また、観光客がスムーズに観光施設を訪れることができるよう、デザインを統一した観光案内標識を整備します。

岩木山を中心とする温泉や動植物などの自然資源、農業体験や農産物などの農村資源、弘前城や洋館などの歴史・文化的資源やホテルを中心とした宿泊・コンベンション機能、飲食街などの都市資源を再評価し、ふるさと津軽の魅力ある観光ルートや新たな旅行商品等の開発とPRを促進します。

また、**農山村での滞在型余暇活動**である**グリーン・ツーリズム事業**を推進するとともに、**新市を訪れる人がふるさとを感じられるよう、おもてなしの心を育てます。**

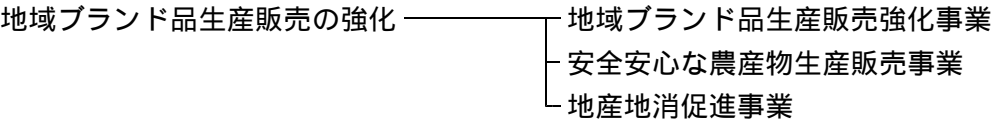


## (2) 地域ブランド品生産販売の強化

日本一の生産量を誇るりんごや岩木山麓特有の高冷地野菜である嶽きみなど、今後もそれぞれの地理的条件や気象条件、土壌条件を生かした特色ある農産物の生産を進めます。また、生産性と品質の向上に努めるとともに、それぞれの地域ブランドを高める多様な販売戦略を展開していきます。

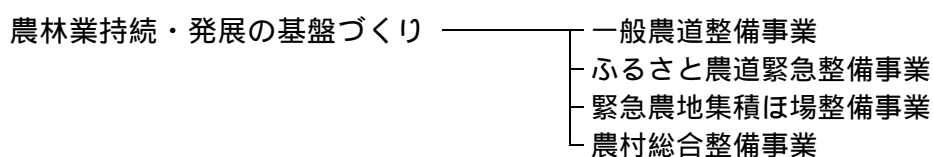
さらに、津軽塗やこぎん刺しをはじめとする伝統工芸品や食品加工などの地場産品などを含めて、新市一体となったPRと販売を促進します。

減化学肥料、減農薬栽培の普及や生産履歴に係る情報の提供など環境と調和する農業を推進し、消費者が求める安全で安心な農産物の生産販売を促進します。また、学校給食における地場農産物の活用を促進するとともに、直売施設の整備や情報提供などを通じて、生産者の顔が見える農産物の地産地消を促進します。



## 第4章 青森県事業の推進

新市が引き続き津軽地域の中核都市として都市機能の集積と交流を促進する役割を果たしていくため、青森県が主体となって下記の重点施策における事業を進めていくこととしています。



事業名	事業の概要	整備地域
一般農道整備事業 〔長前地区〕	農地と農産物集出荷施設、さらには県道に接続する農道を整備し、農業生産流通の広域的体系の整備を図る	弘前地域
ふるさと農道緊急整備事業 〔中別所地区〕	農地と農産物集出荷施設、さらには市場へ結ぶ農道を整備し、農業生産流通の広域的体系の整備を図る	弘前地域
緊急農地集積ほ場整備事業 〔第2鬼檜地区〕	水田の排水不良、狭小農道の解消と規模拡大による作業形態の省力化、近代化を進め、地域農業の活性化を図る	弘前地域
農村総合整備事業 〔弘前北部第2地区〕	農道、農業用水路などの農業生産基盤や公園などの農村生活環境を総合的に整備し、地域農業の活性化を図る	弘前地域

「ふるさとの森と川と海の保全及び創造推進事業」を削除

安全な生活環境の整備

- 急傾斜地対策事業
- 大和沢ダム建設事業
- 広域基幹河川改修事業
- 火山砂防事業
- 砂防整備（自然災）事業

「地すべり対策事業〔関ヶ平地区〕を削除

事業名	事業の概要	整備地域
急傾斜地対策事業〔一野渡地区〕	急傾斜地崩壊危険区域において急傾斜地崩壊防止施設を設置し、土砂災害から人命、財産を守る	弘前地域
大和沢ダム建設事業	ダム建設により、大和沢川の洪水沿川の洪水被害を防止するとともに、大和沢川、土淵川及び腰巻川の正常流量を確保する	弘前地域
広域基幹河川改修事業〔平川〕〔後長根川〕	自然環境の保全に配慮した河川改修により、洪水被害から沿川住民の人命、財産を守る	弘前・岩木地域
火山砂防事業〔百沢地区〕	火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに、土石流及び火山活動に伴う異常な土砂流出から人命、財産を守る	岩木地域
砂防整備（自然災）事業〔乳井地区〕〔百沢地区〕	事業河川流域における荒廃地域の保全を行うとともに、土砂流出防止施設の設定により、下流地域の人命、財産を守る	弘前・岩木地域

快適で便利な都市基盤の整備

- 道路整備事業
- 都市計画街路事業
- 岩木川流域下水道事業

事業名	事業の概要	整備地域
道路整備事業 〔(主)大鰐浪岡線(仮)石川大橋工区〕 〔(主)弘前岳鱒ヶ沢線(百沢工区)〕 〔(主)弘前柏線(三和工区)〕 〔(一)小友板柳(停)線(小友工区)〕	当該路線の急カーブ・幅員狭小な区間を解消し、移動時間を短縮することにより地域間の交流を促進する	弘前・岩木地域
都市計画街路事業 〔3・3・3号下白銀福村線〕 〔3・3・7号弘前黒石線〕	都市内放射環状道路として整備し、市外から中心市街地へのアクセス強化を図り地域間の交流を促進する	弘前地域
岩木川流域下水道事業	岩木川流域下水道の処理場、幹線管渠等の設置・管理を県が主体となって引き続き実施する	弘前・岩木地域